

中部運輸局

平成29年12月 21日 14時00分発表

連絡先：

中部運輸局 自動車交通部

自動車監査官 中山、大石、水谷

TEL 052-952-8038

中部運輸局福井運輸支局

輸送・監査担当 畑、山本、柴田

TEL 0776-34-1602

同時発表：福井県政記者クラブ

タクシー事業者に対する事業停止処分

平成29年8月31日、下記の一般乗用旅客自動車運送事業者に対して、福井運輸支局が監査を行ったところ、運行管理者及び整備管理者の不在（選任なし）が確認されたため、当該事業者に対し、道路運送法第40条に規定する「事業停止処分」を行いましたのでお知らせします。

記

1 事業者及び営業所

事業者名：株式会社 ドリームタクシー

住所：福井県福井市大宮4丁目11-1

代表者：沖野 幸一

営業所名：本社営業所（福井県福井市大宮4丁目11-1）

2 行政処分書の交付日時及び場所

平成29年12月 21日（木） 午前10時

中部運輸局 福井運輸支局（支局長 平谷 守）

福井市西谷1丁目1402

3 行政処分内容

・60日間の事業停止

・上記事業停止期間終了日翌日から事業用自動車の使用停止30日間

（1両×30日間）

4 監査実施の端緒

平成29年8月に運行管理者が不在であるとの申告があったため、運行管理体制等を確認すべく監査を実施したものの。

5 主な違反内容及び違反条項

- ① 運行管理者を選任していなかった。
(道路運送法第23条第1項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第47条の9第1項)
- ② 整備管理者を選任していなかった。
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第45条)
(道路運送車両法第50条第1項)
- ③ 点呼を実施していなかった。
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第1項及び第2項)
- ④ 主として運行する営業区域の状態及びこれに対処することができる運転技術並びに法令に定める自動車の運転に関する事項について、運転者に対する指導監督が不適切であった。
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
- ⑤ 国土交通省告示で定める特定の運転者（高齢運転者）に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について、特別な指導が不適切であった。
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)
- ⑥ 特定の運転者（高齢運転者）に対する運転適性診断（適齢診断）を実施していなかった。
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)

6 行政処分事業者に対する違反点数付与状況

当該行政処分により付された違反点数 63点
当該事業者が付された累積違反点数 63点